○海上保安庁告示第二百四十六号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　水島港宮ノ鼻沖灯浮標

位置　北緯三四―二七―四五　東経一三三―四五―五八

所在地　岡山県水島港（宮ノ鼻の西方約七〇メートル）

変更した事項

変更前	変更後
位置　北緯三四―二七―四六　東経一三三―四五―五九	位置　北緯三四―二七―四五　東経一三三―四五―五八
所在地　岡山県水島港（宮ノ鼻の西方約七〇メートル）	所在地　岡山県水島港（宮ノ鼻の西方約七〇メートル）
記事　附属施設　レーダー反射器	記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十二年十月八日	変更年月日　平成二十二年十二月八日

○中部地方整備局告示第百五十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十二月八日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号

中部地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ぎふ建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	変更後
神谷　敏明	―

(2)　変更年月日

平成二十二年十一月二十四日

○中部地方整備局告示第百五十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十二月八日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号

中部地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	変更後
平山　勝保	望月　崇弘

(2)　変更年月日

平成二十二年十二月一日

○近畿地方整備局告示第二百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月八日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号及び二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大和郡山市横田町一三八二番四から天理市南六条町元柳生方八七番三まで	前	一六・四メートル	一一二・四三キロメートル
	後	一六・四メートル	一一七二・五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○四国地方整備局告示第百十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十二年十二月八日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

四国地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　香川県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	変更後
曽根　昭一	―

(2)　変更年月日

平成二十二年十一月十六日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	変更後
後藤　哲也	子川　和志

(2)　変更年月日

平成二十二年十一月十六日

○九州地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
唐津市北波多上平野字下の原三四六四番四から同市北波多行合野字左り平一五八七番二まで	前	二八・〇〇メートル	九九・〇〇キロメートル
	後	三一・五〇メートル	一二六・五〇キロメートル
伊万里市南波多町高瀬字馬ノ子谷一六二六番一から同市南波多町原屋敷字長峰一三〇番一まで	前	二三・〇〇メートル	一一二・〇〇キロメートル
	後	二一・六〇メートル	一一八・三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所